

自治衛通第 24111801 号
令和 6 年 1 1 月 1 9 日

各都道府県
地域衛星通信ネットワーク担当部長 様
並びに関係各位

一般財団法人自治体衛星通信機構 事務局長

地域衛星通信ネットワーク第 3 世代衛星可搬局及び共用網アプリ機器の整備
台数について（周知）

各都道府県におかれましては、地域衛星通信ネットワーク（L A S C O M 網）の第 3 世代化にあたり、格別のご尽力をいただいていると承知しております。

現在、第 3 世代化にあたり詳細設計の結果や整備仕様書（案）について、機構と協議を重ねる自治体が急増しており、その中で、衛星可搬局や共用網アプリ機器（V o I P 装置、S T B、I P エンコーダ）を過分に整備する計画が散見されています。共用網アプリ機器や衛星可搬局は、集約局のサーバ資源を利用しつつサーバとの相互制御によってその機能を実現しており、過大な数の整備はこれらの資源や運用負荷の圧迫を招くため、妥当な規模での整備が求められるところです。

つきましては、開設・運用ガイドラインを補完するものとして、衛星可搬局及び共用網アプリ機器の整備台数について下記を示しますので、適正な整備に配意願います。

記

1 衛星可搬局整備台数

1 都道府県原則 5 台以内とします。

技術上・運用上の特殊な事情により、5 台を超えて運用することが妥当であると機構が判断した場合、特例として 1 0 台まで認めることがあります。

2 I P エンコーダ整備台数

都道府県庁局に 2 台（1 台予備機）まで、衛星可搬局 1 局に対し、1 台設置できるものとします。

3 その他の共用網アプリ機器の整備台数

開設・運用ガイドラインに記載のとおり、都道府県庁局及び端末局の標準的な機器構成として、都道府県庁局は V o I P 装置 1 0 台以内、S T B 5 台以内とし、端末局は V o I P 装置 1 台、S T B 1 台としています。

本件連絡先（連絡はメールでお願いします）
自治体衛星通信機構技術部
e-mail: tech00@lascom.or.jp
TEL：（固定）03-6261-1541 （衛星）048-300-100